

浅尾慶一郎君 ありがとうございます。

ここで、政府案の所得税減税二法案に対して、民主党・新緑風会案の考え方の違いといったようなところを発議者にお聞きしたいと思います。

峰崎直樹君 浅尾委員にお答えしたいと思います。

昨日、私も質問の中で申し上げたわけですが、政府案における所得減税というのは最高税率だけが引き下げで、さらにそれに定率減税を継ぎはぎしている。将来を展望した個人所得課税のあり方という観点からすると、どうも抜本的改革につながっているというふうにはなかなか思えないわけであります。

例えば、昨日も指摘したわけですが、税率を引き下げる場合に課税ベースを広げていく必要があるにもかかわらず、今回はFRINGE BENEFITの問題も含めてほとんどそれが触れられていない。その意味ではいわゆる高額所得者だけが非常に不当に優遇されているのではないかという指摘をしたわけであります。

さらにまた、かねてから日本の課税最低限は高過ぎる、こういう指摘があったにもかかわらず、今回も再びまた子育て減税と称されて扶養控除を増額される、こういう形で、とてもこれは抜本改革に向けた動きとは私たちは思えないわけであります。しかも、景気対策と称しながらサラリーマンのほとんどの世帯では昨年よりも負担増になるという、その意味で政府案に対しては私たちは非常に不満を持っております。

それに対して、私たち民主党・新緑風会の案は所得税本法で改正案を出しているわけでありまして、また将来のいわゆる抜本的な税制改革という方向をできるだけ前倒しにしていこうということがございます。五段階の税率をそれぞれ二割引いて八%から四〇%という形にして、あらゆる階層の人たちにこの減税の恩典が当たるように、さらに私たちは分離低率課税になっている現在のいわゆる利子、配当、株式譲渡益、こういったことに対する総合課税ということとを三年以内に納税者番号制度を導入して整備するということを指摘しているわけであります。

さらに、私たちは、ただいま大蔵大臣からもお話がありましたように、地方財政が大変ひどい状態にある、国ももちろん大変なんですありますが、この地方財政の状況をかんがみて、今回の減税は国税だけで進めるべきではないかという対案を出してきたところでございます。

以上、民主党案と政府案との違いといったことについて特徴点を私の方から指摘させていただきました。

浅尾慶一郎君 終わります。

浜田卓二郎君 公明党会派に属しております浜田卓二郎です。

きょうは三点に問題を絞って質疑をさせていただきたいと思います。

最初は質問というよりも感想でありますけれども、税法の審議でありますから、今回提案された改正案について私なりの感想を申し上げて、もし御答弁をいただけるのであれば御答弁をしていただきたいと思います。

まず、今の所得税の改正ですけれども、最高税率を引き下げた、これは長年の懸案でもあったと思いますから私は賛成でありますし、それから課税最低限を従来線まで戻す、これも賛成であります。本来、もう少し課税最低限は低くてもいいというのは私自身は考えているところでありますから、そういう方向への所得税法の改正というのは結構だと思うんです。ただ、民主党案の説明も今ございましたけれども、恒久的減税からぜひ早く恒久減税へつなげていただく議論をきちっと政府は急いでやってもらいたいということでございます。

ただ、あえて申し上げれば、宮澤大蔵大臣が御就任されて、最初に税の問題に取り組みました。矢継ぎ早に今日の改正案の骨子を、私は大蔵大臣御自分の頭で考えられて打ち出してこられたなというふうに感じておりまして、大変迅速で、珍しく政府としては結構なことだと思っておったんです。

ところが、あれは暑い盛りでしたね。今はもう四月を目前にしているわけですが、八カ月かかっているわけです。だから、これはおっしゃるのが早過ぎたということなのか、おっしゃることが実現するのに時間がかかり過ぎたということなのか。私は後の方だと思っております、これは一体何が原因なのか。政府税調があり党税調がありというような議論の構造、それから国税庁における執行の体制、いろいろあると思うんですけれども、しかし機動的な財政運営とか特に景気対策に対する財政のあり方からすれば、ここのところはもうちょっと短縮できないものかというのが予算委員会、そしてこの委員会にずっと出席しながら感じていることでございます。

それからもう一点は、これは公明党も民主党も同じように主張しておったわけですが、七百万円以下の中低所得層が前年度に比べると結果的には増税という形になってしまふ。大蔵大臣の御説明ですと、これは増税ではなくて減税の規模の違いだというお話でありまして、それはそのとおりでありますし、それから課税最低限を二回も今の水準でやると何か定着しちゃうんじゃないかというお話で、しかしこれは私も基本的には賛成しながら、どうも説得力がちょっと乏しいなど。二回続けても三回目をやめるということだあってあり得るわけで、むしろ景気の局面を考えれば、さっきの時期の問題、タイミングの問題も含めてもう少し考える余地があったのかなという気はいたします。これは感想でございます。

それから、どちらにしろこれだけ減税したんですから、これからどこかで戻していかなくちゃいけないでしょうし、その過程で税構造の問題をもっと深刻にというかまじめに議論していかなくちゃいけないと思います。当然、消費税の問題もあります。

消費税の三%への引き下げ論というのは大分ありました。これは国民の側からすれば魅力的な案なんです。私も消費刺激という面で議論しなきゃいけない論点だと思っておりまして、その場合に何があり得るかと思っておりまして。

私なりの結論は、少なくとも消費税の逆進性という面からも考えて、食料品とか生活必需品とか、そういうものに対する課税は変えてもいいんじゃないか。だから、もしどうしても引き下げるのであれば、その部分だけ引き下げたらどうなのかというのを私なりに考えておりました。

結果は変えなかったわけですからこれでいいんでしょうけれども、将来、消費税をさらに上げていかなざるを得ないと思います。このときには、やはり生活必需品とか食料品とか、面倒でしょうけれども、これはもう据え置きだろうと思うんです。

実は三%の導入のときもこの議論は活発にあったわけでありまして、私は当時、自民党内で議論をしておりましたけれども、外すことがあり得るのかなということを考えた時期もございました。しかし、三%ならば勘弁してもらおう、逆進性の問題もここは勘弁してもらおうというのが結論だったというふうに記憶しておりますが、今後の消費税の改正についてはこの点はもう考える段階に来ているというふうに思います。

それからもう一つ、これは全く今まで論点に出てきておりませんでしたけれども、相続税の問題があるんです。

最高税率七〇%ということで、金持ちから取ればいいというのは確かにそうかもしれませんが、特に日本の資産家、昔から先祖伝来の土地を持っている資産家というのがやはり最高税率七〇%で来る相続税に相当不満を持っているというのは事実でございます。実は埼玉県でこの間おもしろい会がございまして、地主たちの一揆というんですか、地主さんたちがお集まりになって、相続税改正ののろしを上げるというか、むしろ旗を立てるというか、そういう感じの会がございました。

特に今深刻感があるのは、バブルの最盛期に相続が起きる、そして高い評価で相続税を課される。それを全部物納で済ませてしまえばよかったんですけども、もちろん欲もあったかと思えますし、当時のそれぞれの事情もあったかと思えますけれども、結果的には延納にしてもらって土地が担保に入っている。ところが、土地が十分の一ぐらいに落ちていて、しかも現実には売れない。税務署はまじめですから物すごい勢いで取り立てに来る。そうすると、相続税も含めて日本の税には大変貢献しているはずの方々が今や恨み節になっていて、全部処分しても足りない。そうすると、おまえのところの家、四百年続いた屋敷まで処分せよというのが徴税官のおっしゃる現実のせりふになっている。そうすると、一体何なんだという思いが物すごくあるわけです。

そういう実態も、これは法律の問題ではなくて、徴収という面の問題もあるかと思えますけれども、いずれにせよ相続税のあり方も今後はひとつ大いにこれからの税制を考えていく場合には御検討いただきたい。諸外国に比べて著しく高いというのは現実でございます。

そういう感想を申し上げて、私はこの税法には賛成するつもりでございますので、もし

答弁をしたかったら答弁をしていただきたいと思います。別にしたくありませんか。では結構です。

それでは質問に入ります。

低金利政策、低金利に超がつかますね。私は金利は低過ぎるということをずっと主張してきました。後で申し上げますけれども、それはいろいろ弊害があるわけです。ところが、この間2%まで長期金利が上がりました。私はいい傾向だと実は思っていたんです。何かのきっかけでこの異常なる低金利体系というのを直さなかったら私はだめだと思ってきましたから、いいチャンスじゃないかと思っておりましたら、それは大変だということに逆になってしまった。そして、資金運用部が国債の買い入れを再開する。これは一つの引き下げに対するアナウンスメントエフェクトをねらった措置だろうと思っております。

それから、日銀さんは大騒ぎで低利誘導をおやりになった。実質金利がほとんどゼロになっている。これは異常の上にさらに異常を重ねたという気がするんです。動機は、一つは景気があったとは思いますが、しかし、もう一つはやはり米国と日本の実質金利差というのがどんどん縮小していく、実質金利でいうとほとんど金利差がなくなってしまう。そうすると、米国への資本流入が減少して、金利も上がりぎみになる。そうすると、せっかく調子がいいアメリカの株が下がるんじゃないか、それに円高も過ぎるんじゃないか、そういう話がどうやら背景にあると言われてきましたし、現にダボスでの国際フォーラムでも、本当に言ったかどうかはやぶの中ですけれども、日本の金融政策に注文がついたわけです。

そこで、大蔵大臣のお考えも変わられて、資金運用部の買い入れも始められる。そして、日銀も大騒ぎで金利低利誘導をされるという、これは推測でありますけれども、そういう筋書きじゃなかったかなというふうに思うんですね。私は、この判断というのは、これはアメリカも大事ですけれども、どうなのかという気がしてならないんです。

一つは、私は今アメリカに資金が集まり過ぎていると思います。それで、アメリカの株は高過ぎるといふか、過熱ぎみじゃないか。グリーンSPANさんだっって心配して警告を発するわけですから、かつての日本のバブルの最盛期とはあえて言いませんけれども、むしろアメリカももう少し冷えた方がいい、徐々に冷えた方がいい、私はそう思うんです。何も大騒ぎで、ダウがちょっとぐらい下がりそうだから日本に金利を下げろ、はい、わかりましたというような話では少なくともないというふうに私は思います。

それからもう一つは、我が国の景気の局面からいっても、金利が企業の資金需要を左右する、ちょっと金利を上げたら企業が資金の借入れをやめちゃうというような局面では少なくともないわけで、どちらかといえば設備余剰、どちらかといえばじゃなくて明らかに設備余剰であって、むしろそれをどうやってリストラするかという話のときですから、長期金利が2%になった、それは大変だという話は、日本の経済全体で見た場合にそうなのかという気がするわけです。ですから、そういう面からいっても、慌てて低目誘導にして実質ゼロにする必要があるのかどうか私は疑問です。

それから次、三つ目で言いますと、これはよく皆さん言っていますけれども、今でさえ

預貯金するのはばかばかしいと思っているわけです。本当にばかばかしい数字ですね。それをさらに、ゼロにはならないでしょうけれども、実質金利ゼロだなんてというのが新聞に出ますと、ますますそんな危なっかしい銀行や何かに持っていかないという気になっちゃう。たんす預金がふえるという説です。私はこれは本当にそうなんじゃないかと思うんです。それから、銀行間取引で言っても、コールに出す出し手がなくなるんじゃないでしょうか。だから、銀行間の資金取引マーケットも縮小しますね。むしろ、今でもしんどい銀行はさらにしんどくなるんじゃないか、こういう問題があります。

そもそも景気対策から考えても私は逆だと思うんですね。六百兆本当にあるかどうか知りませんが、六百兆の預貯金と言われてます。六百兆の1%というとなんて六兆円ですよ。ちまちました減税をやるより、その面だけで考えれば、金利を上げてやれば所得がふえるんですよ。そっちの方が消費刺激効果があるんじゃないか。お金を持っていても、銀行に預けてもろくなことはないし、みんな手元に持っている。しかも、年金生活者なんというのは悲惨なものだろうと思います。年金生活者というよりも金融資産で食っている人たちというのは悲惨なものだろうと思います。

だから、むしろ金利を上げることが減税よりもよっぽど消費刺激効果という経済効果から見れば上じゃないか。そういう側面からだけで幾つか申し上げてみたんですが、どうですか。もう無理やりの低金利政策というのはどこかで転換しなきゃならない、そう思いますけれども、いかがでしょうか。

参考人（黒田巖君） お答えいたします。

まず、先生御指摘の点は、私ども日本銀行の政策決定会合において二月十二日に決定されました金融市場調節方針についての御指摘かと存じます。

その折の決定の趣旨はあくまでも国内景気に関する判断に基づくものでございます。つまり、民間の経済活動が停滞を続けまして、先生御指摘のとおり、昨年末以来の長期金利の上昇や円高ぎみの推移といったことが経済の先行きにマイナスの影響をもたらすおそれが出てきたということ踏まえまして、あくまでも国内経済をしっかりとサポートしていきたいという観点に立ってのものでございまして、米国のさまざまな現象、事情への配慮といったことではございません。

それから二番目に、金利が下がっても企業の借入れがふえる状況ではないという御指摘がございました。確かに企業の借入れが今直ちにはふえにくい環境にあることは御指摘のとおりだと思います。

ただ、私どもの二月十二日に行いました措置の後、先生御指摘のとおり、オーバーナイトコールレートは既にゼロに近い水準まで低下しておりますが、そのほか預貯金金利、貸出金利なども市場の金利水準を下げきておりまして、これがやがてさまざまな金利にも波及していくものと考えております。そうしたことが金融・資本市場の全体として投資採算の改善、金融機関の資金繰りの緩和等を通じまして、経済全体に好ましい影響を与えて

いくものというふうに理解しているわけでございます。

三番目に、銀行間取引への影響でございますが、先生御指摘のとおり、これも取引が縮小しております。オーバーナイトのコール市場の規模は約二割の間低下しております。そういう意味で、これは金融市場調節方針にも記されていることでございますが、私どもは市場のいたずらな不安を招かないように注意をしながら金利を下げていくというふうな方針でございます。

それから四番目に、預貯金金利が下がるということで預金等の収入に依存している家計が大変困るのではないかと。その点はまことにそのとおり、その限りにおいてそのとおりだというふうに私どもも認識しているつもりでございます。

ただ、御承知のとおり、ただいま何しろ雇用・所得環境は大変悪い状況でございます。これが家計部門全体に対して大変マイナスの効果を及ぼしております。いわゆる雇用者所得というのは家計所得の八割を占めている状況でございます。したがって、ここは経済全体を何とか浮揚させることによって家計部門全体の状況を改善していくということがやはり必要なのではないかと、かように考えておる次第でございます。

浜田卓二郎君 アメリカ云々は、言われたからやった、それがけしからぬという気持ちじゃないわけでありまして、世界全体を考えて、アメリカにとっても今は瞬間的には日本の金利が下がっていった方がいいと思うかもしれませんが、アメリカ経済のソフトランディングを考えてみても、この日本の金利が少しずつ上昇していく、それをきっかけに日本が超低金利政策から脱却できるということがむしろ私はプラスだと、そういう総合的な判断をすべきときじゃないかということをお願いしたいわけです。

大蔵大臣、もしそうお考えならうなずいていただければ結構でございますけれども、いかがでございましょうか。

国務大臣（宮澤喜一君） けさも経済対策閣僚会議がありましたときに、日銀総裁からお話がありまして、ただいま理事のお話しになられたような趣旨のこととございました。少なくとも当面経済に与えている影響は、利子生活者のことをおっしゃいましたがそれは別といたしまして、各方面、三月末という難しい時期を迎えてともかく比較的平穩に推移をしておるというところで、私なんか日銀総裁の二月十二日の方針決定を多としている方でございます。

浜田委員の言われるように、利子生活者等々についてゼロの金利というものは、まさに六百兆円であれば六兆円、一％ではないかとおっしゃることはそれもうそではないでしょうが、しかし雇用者所得の方が恐ろしいから、ここで失業がさらに悪くなるというような状況の方が短期的にはネットとしては怖いかもしれないということで今のようなことをお願いしております。

一つの結果としては、長期金利も先ほどおっしゃいましたように下がってきておりまし

て、クーポンレートも一・九とかいうレートでございますから、そうしますと財投金利もそれだけちょっと楽ができる、財投機関の貸し出しにもそれが影響するというような部分は確かにプラスの部分、等もあれこれ考えまして、さてこれから次の局面は何かということを見ると、さっき浜田委員がちょっと言われましたが、実は企業における老朽設備のリストラなんじゃないかと思います。そういうところで次の展開を待っていると申しますか、そういう政策を日本銀行としてはとって、この年度末をとにかく平穩に乗り切っていこうと考えておられるのではないかと思います。

浜田卓二郎君 時間がなくなりましたので、生保についてまとめて質問させていただきます。

この低金利というのは実は生保経営にとっては大変深刻な影響を与え続けているわけです。私は、いろいろ調査というか聞かせていただいて、何か今利ざやが、いわゆる保証利回りというんですか、保険契約をやるときの保証利回り、予定利率というんですか、これが現状は大体四%前後だと。ところが、運用利回りはこれより一%程度は絶えず下回ってしまう。三%確保できればいい方だというような状況のようであります。既契約を新規契約に取りかえていって全体の予定利率というのを下げていこうということでも、これも相当時間がかかることのようにです。

そうすると、九八年三月末ということでちょっと合計してみたんですけれども、上位二十社で年間一兆八千億円の逆ざやを生じているわけです。この逆ざやが縮小していく見込みというのがなかなか立てがたいということがあります。これは各生保別にいろいろ議論していかなくちゃいけないと思います。

しかし、全体として見て、本当にこの生保の経営という面から見て、現状でいいのか。というのは、低金利の話の延長で申し上げたわけですが、生保の経営は大丈夫なのかというのが私は心配なんです。

それともう一つは、日産生命が破綻しましたね。このときの債務超過は総資産二兆円に対して一五%程度、三千億円ぐらいあったわけですが、これは生保業界がいろいろ拠出し合って、二千億ぐらいは業界がみんなで負担したという格好になったようであります。

今後の経営破綻に対応して保険契約者保護機構というのがつくられておって、十年間で四千億円の拠出を各社が納得をしている、積み立てているわけです。この四千億というのはよくわからないんですけれども、日産生命が一つ破綻しただけでも既に債務超過額が三千億、保険業界で二千億を負担した。では、これ以上の破綻が起きたらどうするのか。四千億でおさまるのかという問題が一つ。これを超えたら、今はスキームがないでしょう。

今あらゆる目が銀行に行ってしまうているわけです。私もこの生保問題というのはこれから取り上げていきたいと思って、きょうはイントロだけなんですけれども、やっぱり生保の経営というものをもう少し真剣に考えていかないと、これは高齢化社会とか何とかかんとか言いながら民間の商品に期待するところも大なわけですからね。

この経営問題は大丈夫なのか、破綻に対する対応について政府はどう考えているのか、この二点を簡潔にお答えいただいて、質問を終わります。

政府委員（乾文男君） 今お話がございましたように、近年の低金利や株価の低迷などの影響を受けまして生命保険会社における運用利回りの低下による逆ざやが引き続き発生していることは承知しております。このような環境の中で、各社とも経営の効率化の推進、店舗の統廃合でございますとかいったようなリストラ、それからもう一つは自己資本の充実策等の経営基盤の強化、増資でございますとか基金の増強でございますとか劣後ローンの調達等でございますけれども、そのほかいわゆる運用資産の組みかえ等の努力を払っているところでございます。

今御指摘になりました生命保険会社におきます保険収支でございますけれども、御案内のようにいわゆる三つの利源、費差損益、死差損益、それから今御指摘の利差損益の三つがあるところでございまして、御指摘の逆ざやというのはこのうちの利差損益を悪化させるわけでございます。最近の傾向を見ますと、利差益以外の費差益と死差益が総じてプラス傾向で推移してございまして、保険収支全体で見ますと、利差部分の逆ざやのみでもって今直ちに経営上の問題があるとは言えないのではないかと考えているところでございます。ただ、いずれにいたしましても利差の部分で総じて損となっていることは私どもも真剣に受けとめるところでございます。

今後とも生命保険会社に対しまして一層の経営の効率化、自己資本の充実等を払うように、適切な指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

浜田卓二郎君 終わります。

池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。

昨日、法人税問題を伺っていて時間切れになりましたので、きょうは引き続きそのことの質問をさせていただきたいと思うんですが、その前に二点ほどお伺いしたいと思います。

まず、児童手当法及び所得税法一部改正に関する法律案に関して発議者に伺いたいと思うんですが、児童手当に関しては、一九八五年の改正以来、対象年齢が義務教育終了から開始までというふうに引き下げられたり、九一年には第一子からというふうにするかわりに三歳未満までということで狭められるといったような経過をたどってきております。

我が党はこうした改悪に反対してきたわけですが、そういったことから、今度の民主党が提案なされた児童手当の拡充、対象拡大には私たちは賛成するものであります。今度の提案のよさといいますか、現行の扶養親族控除方式を手当方式に変えるということをご提案された。こういうことは結局は低所得者には現行制度より有利になりますし、所得税を納めていない層にも恩恵が及ぶわけですから、評価できるものだというふうに思います。

ただ、この法案では児童手当の所得制限が引き上げられます。それはいいことなんです
が、扶養親族控除の廃止、この影響によって、主に中堅層なんですけれども増税になる部
分が出てくるわけですね。つまり、モデルではたしか夫婦子供一人ということだったと思
うんですが、そうすると妻と子供が二人で年収が一千二百万円を超える世帯については大
体二十万円ぐらいの負担増になるんじゃないかなというふうに思うんです。所得制限を超
える世帯では、今度は子供の数がふえればふえるほど、子供の数が多いほど結局増税にな
ってしまう、そういう矛盾を持っている。

全体としていいんですけれども、ここの部分に対する手当で、増税となる層への救済策
と申しますか子育て支援策と申しますか、そういったことが必要になってくると思うん
ですけれども、伺いたいと思います。

峰崎直樹君 限られた時間で私どもの提案に質疑をいただきまして本当にありがとうご
ざいます。また、児童手当の抜本的な拡充案にも賛成するというので、本当に感謝を申
上げたいと思います。

御指摘を受けた点は私どももそのとおりだと思っているんです。私どもの持っている試
算表で扶養家族を三名、四名、五名とずっとふやしてまいりますと、ちょうど千二百万円
を超えるところあたりから実は増税になってしまうという、私どもとしては大変不本意な
と申しますか、ある意味では非常に問題を持っているなということについては御指摘のと
おりだと思っております。

ただ、その場合、私どもが今回所得制限を設けたのは、今回の減税案というのは高額所
得者に非常に有利になってきているということを考えて実は所得制限ということをした
わけでありまして、ヨーロッパを調べてみますと、大半は父母の所得に制限を設けていな
いのが実態でございます。その意味で、私も将来的には所得制限は撤廃するのが最も望ま
しいんじゃないだろうか。所得が高いから低いからといって児童手当を制限するという
ことについては、本来の趣旨からすればこれはやはり望ましくないのかなと思います。

その意味で、私たちは将来的には御指摘のような負担増を解消するためにも所得制限の
撤廃ということについては考慮していかなくちゃいけないなと思っておりますので、この点
については、もしこれに御賛同願えれば私どもとしてはこの点についての修正もまた必要
だというふうに考えております。ぜひまた御議論願いたいと思います。